

川口市における主治医意見書に関する支払基準について

・介護保険主治医意見書作成料の金額について

区 分	在 宅	施 設
新 規 作 成 者	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
継 続 作 成 者	4, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

(別途、消費税を加える)

・在宅・施設区分についての基準

在宅・・・被保険者の自宅や親族宅で生活する者の主治医意見書を作成した場合

施設・・・介護保険施設、社会福祉施設、医療機関に入所（院）している者の主治医意見書を、当該施設の医師（常勤・非常勤を問わず）として作成した場合

※退院（所）日が最終診察日となる主治医意見書を作成した場合は、施設扱いとなります。

※グループホーム、特定施設（有料老人ホームなど）、サービス付き高齢者住宅、高齢者専用住宅などに入所している被保険者の主治医意見書を作成した場合

○在宅扱いとなる場合

・被保険者が医療機関に通院している場合

※ただし、以下の場合は施設扱いとなります。

①医療機関と施設が同一の敷地内にある場合

②医療機関と施設が同一の法人によって運営されている場合

・医療機関（又は医師個人）と被保険者との契約に基づいて訪問診療や往診を行っている場合

・施設（又は施設を運営する法人）と医療機関（又は医師個人）との間に、入所者の急変時などに臨時的に協力する旨の契約が結ばれており、その契約に基づき診察を行い、主治医意見書を作成した場合

※ただし、当該医療機関に入院している場合は、施設扱いとなります。

○施設扱いとなる場合

・施設（又は施設を運営する法人）と医療機関（又は医師個人）との間に、定期的に入所者の健康管理に関する業務を行う旨の契約が結ばれている場合

・新規・継続区分についての基準

新規・・・医療機関として初めて当該被保険者の主治医意見書を作成する場合

又は、前回の最終診察日から5年を経過して主治医意見書を作成する場合

※作成歴については、川口市の被保険者として作成した分のみをカウントします。

継続・・・新規以外の場合